

## 第2節 最終需要部門

### 1 内閣府担当部門

9110-00 家計外消費支出（列）

#### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料 を含む)	経済社会総合 研究所	
2	産業連関表（7年）	総務省統計基 準部	

#### 2 生産額

生産額(コントロール・トータル)は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値によった。

#### 3 投入額

携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(粗付加価値部門の家計外消費支出の「4 携帯電話機の取引に係る家計外消費支出(交際費)」を参照)を除き、部門ごとの家計外消費支出額は、7年産業連関表の購入者価格に、7年から12年の部門ごとの国内需要の伸び率を乗じ、この構成比にコントロール・トータルの金額を乗じることで暫定値を求めた。次に7年表には現れていないが投入があると思われる部門、逆に家計外消費支出には馴染まないと思われる部門、投入額が大きすぎる(小さすぎる)と思われる部門等について検討し、さらにそれらの部門については産出側との調整の中で再検討することとした。また、携帯電話機の取引に係る家計外消費支出は、経済産業省が推計しており、前記による当府の推計額(「3321-02携帯電話機」との交点)に加算した。

#### 4 推計上の留意点

推計方法からもわかるとおり、家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも十分な推計資料がなく、前回産業連関表の計数を推計の出発点とせざるを得ない。しかし、産業構造の変化や、品目構成の変化等を考慮すれば、前回産業連関表の推計のみを基礎資料とすることは問題が多いため、産出側の商品知識や計数のバランス、家計外消費支出の行部門との対応、さらには、家計消費支出との比較等を考慮して、十分な調整を行った。

#### 5 備考

##### (1) 産出側との調整

家計外消費支出については、産出側にも十分な資料がないため、投入側の推計値を提示し、産出側のバランス等を考慮して調整した部門が多い。また、家計消費支出または家計外消費支出のみに振り向かれる部門で、家計消費支出との比較等を見直した部門についても、産出側と調整を行い計数を決定した。そのため、7年表と比べ構成比率がかなり変わった部門がある。

##### (2) 粗付加価値部門との調整

最終需要部門の家計外消費支出は、粗付加価値部門の家計外消費支出(宿泊・日当、交際費、福利厚生費の合計値)と一致しなければならないが、この調整は、粗付加価値部門の家計外消費支出の分類不明への産出で行われた。

9121-00 家計消費支出

#### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する内部資料 を含む)	経済社会総合 研究所	
2	産業連関表（7年）	総務省統計基 準部	

#### 2 生産額

家計消費支出の生産額(コントロール・トータル)の推計方法は、45年表までと50年表以降とでは異なっている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推定方法が、家計調査報告等を用いて推計する支出接近法を採用していたため、産業連関表の家計消費支出の投入側の推計値はコントロール・トータルを家計調査等により求めると共に、部門ごとの家計消費額も、家計調査の品目別支出額等により推計されていた。一方、産出側からも家計消費支出の推計が行われるので、この産出側推計値と、先に求めた投入側の推計値を調整することにより、最終的な家計消費支出が決定されていた。

50年表からは、内閣府(当時は経済企画庁)において、国民所得統計から国民経済計算体系(68SNA)に移行したことにより最終需要部門の推計も、物的推

計方法の一つであるコモディティ・フロー法（以下、コモ法と略す）による推計方法に改められた。このため、産業連関表の投入側推計値もコモ法による推計値をもとに推計されることとなった。なお、平成12年表からは、産業連関表、国民経済計算体系とともに、93SNA概念を取り込んでいる。

コモ法とは、細分化（7年基準で2,187品目）された商品ごとの国内生産（あるいは出荷）、輸出入、在庫品増減をもとに、あらかじめ設定した流通経路において、別途、推計された流通段階ごとの配分比率、運賃率、マージン率により取引が行われた場合、最終的に各商品がどのように需要[中間需要向け（中間消費、建設向け）、最終需要向け（家計消費、固定資本形成）]されるかを金額ベースで推計する方法である。

コモ法は、産出額（出荷額）から最終需要等を推計することや、商業マージン、国内貨物運賃が、産業としての商業、運輸業の生産額として別途求められる点で、産業連関表の推計方法と類似している。しかし、推計資料の制約等から、最終需要項目への配分比率が多くの品目で基準年次の産業連関表の部門別産出比率に固定されている等の問題を抱えている。もちろん、コモ法では、商品を細分化することにより配分比率の固定化による歪みを極力排除している。また、電力、郵便等の特定商品については、家計調査報告等により配分比率を最新時点のものに修正する等の調整を行っている。

### 3 投入額

コモ法における商品分類(2,187)を産業連関表部門に対応させ、各商品の家計消費支出額を足し上げ、投入側の一次推計値とした。

### 4 備考

#### ○ 調整過程

産出側に「家計向け」の計数が取れる資料等がある場合は産出側の計数を優先した。しかし、産出側に十分な推計資料がない場合はコモ法推計結果を投入側の推計値として提示することにより、産出側の推計値を誘導した。

サービス業については、コモ法で使用した産出額（生産額）と産業連関表の生産額に乖離があったため、コモ法の産出額を修正した上で再計算した後、産出側と調整を図った。

産出額のすべてが家計消費支出に振り向けられる部門（生命保険等）については、産出側の生産額を全面的に採用した。同様に、家計消費支出または家計外消費支出のみに振り向けられる部門（喫茶店等）に

ついては、産出側の生産額を合計値として採用し、計数を配分等を行った。

### 9122-00 対家計民間非営利団体消費支出

#### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料 を含む)	経済社会総合 研究所	
2	産業連関表（7年）	総務省統計基 準部	

#### 2 生産額

対家計民間非営利サービス生産者である以下の各部門の産出額推計において、「国内生産額一本部門以外の部門への産出額の計=本部門への産出額」で求められる。

国内生産額については、資料1の「対家計民間非営利団体最終消費支出」の値を参考にする。

#### 一 対家計民間非営利サービス生産者一覧 一

- 1119-051 学校給食(私立)★
- 8211-021 学校教育(私立)★
- 8213-021 社会教育(非営利)★
- 8221-031 自然科学研究機関(非営利)★
- 8221-041 人文科学研究機関(非営利)★
- 8313-021 社会保健事業(非営利)★
- 8313-041 社会福祉(非営利)★
- 8411-021 対家計民間非営利団体(除別掲)★

#### 3 投入額

資料1の部内資料中にある「対家計民間非営利団体最終消費支出」の目的分類区分(教育、その他)別の値を、2の産業連関表の対家計民間非営利サービス生産者の各部門に配分した。配分に当たっては、国民経済計算部内資料の他、資料2中の該当する値をウエイトとして利用するなどした。

#### 4 推計上の留意点

投入額推計に当たっては、平成7年表の値をウエイトに利用するなどして投入側の推計値としたが、平成12年表で新たに産業に統合された部門や推計方法の変更等から生産額が平成7年表と大きく乖離している部門もあるため、計数調整過程において産出側担当省庁と慎重に意見交換を行い、計数を確定した。

## 9131-10 中央政府集合的消費支出

### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (11, 12年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (11, 12年度)	財務省主計局	
3	特別会計決算参考書 (11, 12年度)	財務省主計局	
4	政府関係機関決算書 (11, 12年度)	財務省主計局	
5	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 —平成12年度において購入した物資及びサービスの内訳—	防衛庁管理局	部内資料

### 2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち集合的最終消費に係る部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動に当たるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額を集計して国内生産額とした。

注) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5 211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので参照のこと。

#### — 政府(中央)サービス生産者一覧 —

5211-031 下水道★★

7189-021 水運施設管理★★

7189-041 航空施設管理(国公営)★★

8111-011 公務(中央)★★(一般公共サービス等)

8211-011 学校教育(国公立)★★(R&D等)

8213-011 社会教育(国公立)★★(R&D等)

8213-031 その他の教育訓練機関(国公立)★★

8221-011 自然科学研究機関(国公立)★★

8221-021 人文科学研究機関(国公立)★★

### 3 投入額

資料1～6を利用し、中央政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に

対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。

## 9131-20 地方政府集合的消費支出

### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態 (11, 12年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
5	産業連関表作成のための平成12年度地方公共団体財政支出内容調査	経済社会総合研究所	特別調査
6	産業連関表(7年)	総務省統計基準部	

### 2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち、集合的消費支出に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額(地方政府分)を集計して生産額とする。

注) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5 211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので参照のこと。

#### — 政府(地方)サービス生産者一覧(集合的消費支出分) —

5211-03 下水道★★

5212-01 廃棄物処理(公営)★★

7189-02 水運施設管理★★

7189-04 航空施設管理(国公営)★★

8112-01 公務(地方)★★(一般公共サービス等)

8221-01 自然科学研究機関(国公立)★★

8221-02 人文科学研究機関(国公立)★★

### 3 投入額

資料1～6を利用し、地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分

を推計する。

### 9131-30 中央政府個別の消費支出

#### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (11, 12年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (11, 12年度)	財務省主計局	
3	特別会計決算参考書 (11, 12年度)	財務省主計局	
4	政府関係機関決算書 (11, 12年度)	財務省主計局	
5	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 —平成12年度において購入した物資及びサービスの内訳—	防衛庁管理局	部内資料

#### 2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち個別の消費に係る部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動に当たるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各自の自己消費額を集計し、医療費のうち政府や医療保険の給付分、介護給付費、教科用図書調達費を加えて国内生産額とした。

注) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5 211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので参照のこと。

#### — 政府(中央)サービス生産者一覧 —

- 1119-041 学校給食(国公立)★★
- 8111-011 公務(中央)★★〈住宅開発・地域開発〉
- 8211-011 学校教育(国公立)★★〈教育補助サービス等〉
- 8213-011 社会教育(国公立)★★〈文化サービス等〉
- 8213-031 その他の教育訓練機関(国公立)★★(教育補助サービス等)
- 8312-011 保健衛生(国公立)★★

8313-011 社会保険事業(国公立)★★

8313-031 社会福祉(国公立)★★

#### 3 投入額

資料1～6を利用して、中央政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。介護等残りの部分については、产出部門と計数調整を行った。

### 9131-40 地方政府個別の消費支出

#### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態 (11, 12年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
5	産業連関表作成のための平成12年度地方公共団体財政支出内容調査	経済社会総合研究所	特別調査
6	産業連関表(7年)	総務省統計基準部	

#### 2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち、個別の消費支出に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額(地方政府分)を集計して生産額とする。

注) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5 211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので、参照のこと。

#### — 政府(地方)サービス生産者一覧(個別の消費支出分) —

- 1119-041 学校給食(国公立)★★
- 8112-011 公務(地方)★★〈住宅開発・地域開発〉
- 8211-011 学校教育(国公立)★★
- 8213-011 社会教育(国公立)★★
- 8213-031 その他の教育訓練機関(国公立)★★

- 8312-01 保健衛生（国公立）★★  
 8313-01 社会保険事業（国公立）★★  
 8313-03 社会福祉（国公立）★★

### 3 投入額

資料1～6を利用し、地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。

## 9132-10 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）

### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (11, 12年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (11, 12年度)	財務省主計局	
3	特別会計決算参考書 (11, 12年度)	財務省主計局	
4	政府関係機関決算書 (11, 12年)	財務省主計局	
5	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 —平成12年度において購入した物資及びサービスの内訳—	防衛庁管理局	部内資料

### 2 生産額

従来、「9131-10 中央政府集合的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げた。（社会資本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出）

注1) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-10 中央政府集合的消費支出」と同様である。

注2) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5211-03下水道★★」部門にて一括して説明して

いるので、参照のこと。

## 9132-20 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）

### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態 (11, 12年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
5	産業連関表作成のための平成12年度地方公共団体財政支出内容調査	経済社会総合研究所	特別調査
6	産業連関表（7年）	総務省統計基準部	

### 2 生産額

従来、「9131-20 地方政府集合的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げた。（社会資本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出）

注1) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-20 地方政府集合的消費支出」と同様である。

注2) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので、参照のこと。

## 9132-30 中央政府個別の消費支出（社会资本等減耗分）

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (11, 12年度)	財務省主計局	
2	各省各府歳出決算報告書 (11, 12年度)	財務省主計局	
3	特別会計決算参考書 (11, 12年度)	財務省主計局	
4	政府関係機関決算書 (11, 12年)	財務省主計局	
5	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
6	産業連関表作成に関する基礎資料 —平成12年度において購入した物資及びサービスの内訳—	防衛庁管理局	部内資料

## 2 生産額

従来、「9131-30 中央政府個別の消費支出」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会资本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げた。（社会资本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出）

注1) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-30 中央政府個別の消費支出」と同様である。

注2) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので、参照のこと。

## 9132-40 地方政府個別の消費支出（社会资本等減耗分）

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態 (11, 12年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑 (11, 12年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
5	産業連関表作成のための平成12年度地方公共団体財政支出内容調査	経済社会総合研究所	特別調査
6	産業連関表 (7年)	総務省統計基準部	

## 2 生産額

従来、「9131-40 地方政府個別の消費支出」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当及び「学校教育、社会教育施設等」各部門における社会资本に係る資本減耗引当を対象とし、資料1等をもとに積み上げたものとする。（社会资本に係る資本減耗引当については各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定額法により減価償却して算出）

注1) 当部門に分類される政府サービス生産者については、「9131-40 地方政府個別の消費支出」と同様である。

注2) ソフトウェア・プロダクトの扱いについては、「5211-03下水道★★」部門にて一括して説明しているので、参照のこと。

## 9141-00 国内総固定資本形成（公的）

## 9142-00 国内総固定資本形成（民間）

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
2	産業連関表(7年)	総務省統計基準部	
3	資本財販売先調査 (12年)	経済産業省調査統計部	特別調査
4	平成12年産業連関表 部門別品目別国内生産額表	総務省統計基準部	

## 2 生産額

産業連関表の最終需要部門にとって、コントロール・トータルはないため、各最終需要部門の投入側と産出側両者のバランスが取れた段階で、各商品の取引額を合計したものが資本形成の総額となる。ただし、国内総固定資本形成（公的）については、国民経済計算年報の公的固定資本形成額をもとに、産業連関表で政府及び公的企業に格付けされる団体等について概念調整を行った額を基本として調整を行った。

## 3 投入額

一次推計値は、以下の方法で推計した。

- ① 国民経済計算におけるコモディティ・フロー法の推計値を産業連関表の行部門に対応させて、取引額とした。
- ② 成長増大分等、部門別品目別国内生産額が推計された段階で、確定値となる部門については修正した。
- ③ 民間と公的の分割は、資本財販売先調査などの結果をもとに行った。

## 4 概念の変更

ソフトウェア業の総固定資本形成については、7年表では「受注ソフトウェア」分のみを計上していたが、12年表より「ソフトウェア・プロダクト」分も計上することとなった。このため、国民経済計算年報におけるソフトウェア業の中間消費額を便宜的に「ソフトウェア・プロダクト」分とみなし、総固定資本形成に追加計上し、産出側との調整を図った。

## 5 調整作業

## ① 建設投資

住宅、公共土木などの建設投資は、建設部門の生

産額の全額が資本形成されることになる。

このため、建設部門の生産額については、国土交通省と調整を行い、公的と民間の区分けは国土交通省の推計比率によった。

建設部門の推計値は、国民経済計算と国土交通省の推計値に乖離がみられたが、基本的には、一次統計を基に推計した国土交通省の推計値を採用した。

## ② 機械投資

産出側との調整は、公的と民間の合計値で行った。

公的と民間の分割は「資本財販売先調査」（経済産業省）などの結果をもとに行った。

## ③ 成長増大分

植物の成長増大分等は、農林水産省が推計した部門別品目別国内生産額での額をそのまま資本形成とした。

## 9150-10 生産者製品在庫純増

## 9150-20 半製品・仕掛品在庫純増

## 9150-30 流通在庫純増

## 9150-40 原材料在庫純増

## 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (12年)	経済社会総合研究所	
2	産業連関表(7年)	総務省統計基準部	
3	工業統計調査（組替表）(12年)	総務省統計基準部	
4	生産動態統計(12年)	経済産業省調査統計部	
5	商業動態統計(12年)	経済産業省調査統計部	
6	法人企業統計	財務省財務総合政策研究所	

## 2 投入額

## ① 初期値の入力

生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫は、基本的に工業統計調査（組替表）の数値を採用し、流通在庫、原材料在庫については商業動態統計、法人季報等を基に推計された国民経済計算年報の値を使用した。

## ② データの調整

産出側からヒアリングした業界動向等を考慮し、動向が異なるものについては調整を行った。また、工業統計組替表は、部門によっては推計値に不安定さがみられたため、産出側と調整を行った。

### ③ 成長増大分

動植物の育成期間中の成長増大分のうち1回だけ産出物を生産する動植物及び複数回産出物を生産する動植物で自己勘定以外（専門的業者）が所有する場合の成長増大分については、農林水産省で推計した額をそのまま半製品・仕掛品在庫に計上した。

#### 注 在庫品評価調整について

在庫品の概念定義によれば「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であり、工業統計表等から求めた在庫額は、年間平均価格で評価し直す必要があるが、産業連関表では、生産額推計上の問題から在庫品評価調整が行われない部門もある。

工業統計表の組替結果表については、組替集計の際に評価調整を組み込むのは容易ではないため、在庫品の評価調整はしていない。なお、在庫品評価調整については、後述の「付」を参照のこと。

#### [付] 在庫品評価調整とは

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は、除去しなくてはならない。在庫投資の推計に工業統計表や商業統計表を利用する場合、これらの計数は、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化と共に価格変化が含まれておらず、物価変動に起因するキャピタル・ゲインやロスを含むこととなる。さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。国民経済計算のコモディティ・フロー法における在庫品評価調整法では、在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから、製品在庫変動率を求めている。

## 2 総務省担当部門

### 貿易関係一般

平成12年表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財とサービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、特殊貿易（輸出・輸入別）及び直接購入（輸出・輸入別）並びに関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財の取引を記録している。「特殊貿易」にはサービスの取引及び普通貿易で扱われない財（船機用品、業務渡航者の購入する財、在日外国駐留軍の調達する財等）を記録し、また、「直接購入」には、国内居住者家計が海外で消費する財・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が日本国内で消費する財・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）を記録している。

また、普通貿易の輸入品に係わる関税及び国内消費としての消費税等については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易（特殊貿易、直接購入）となる。

### 9211-10 輸出（普通貿易）

#### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計（組替表）	統計基準部	部内資料
2	日本貿易月表	日本関税協会	
3	商業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	産業連関表（7年）	統計基準部	

#### 2 生産額

(1) 資料2に基づく輸出総額から、資料1に基づく次のものを控除している。

① 総トン数が500トン以上の船舶の再輸出額及び再輸入額

産業連関表では、純輸出額を計上する必要があ

ることから、再輸出額を控除している。また、再輸入額については、輸出されたものが同一年内に再輸入されるものと仮定し、これを「鋼船」の輸出額から控除することにより、当初から貿易取引がなかったものとみなしている。

② 総トン数が500トン以上の船舶以外の再輸出額 上記①と同様の趣旨から、再輸出額を控除している。

なお、再輸入額についても、①と同様の処理をするべきであるが、統計上の制約から品目の限定ができないため、輸出額からの控除は行っていない。

③ マネタリーゴールド、金貨、総トン数が500トン以上の船舶以外の再輸入額

上記①と同様の趣旨から、再輸出額を控除している。

なお、再輸入額についても、②と同様の理由により輸出額からの控除は行っていない。

④ 「コーヒー（いったものを除く。）（カフェインを除いてないもの）等国内で生産されていないものについては再輸出品扱いとして輸出額から控除している。

(2) 書画（肉筆のもの）、こつとう（製作後100年を超えたもの）、ゴム製の空気タイヤ（中古のもの）の輸出額については、国内取引と同様にマージンに係る金額のみをコスト商業として計上することとし、これ以外の部分を輸出総額から控除している。

#### 3 投入額

部門別の輸出額は、資料1に基づいた。

なお、普通貿易統計の輸出額は、F O B価格（本船渡し価格）で評価されたものであり、購入者価格評価表では、部門別の輸出額をそのままの形で計上できるが、生産者価格評価表では、F O B価格から国内流通経費（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除して生産者価格へ転換する必要がある。

国内流通経費の算出方法は、次のとおりである。

(1) 商業マージン、貨物運賃  
行部門別国内需要のマージン率（国内需要合計におけるマージン額の割合）に間接輸出率（行部門ごとの輸出業者経由割合）を乗じたものを輸出マージン率とし、これをF O B価格に乘じ、更に個別の調整を行った上で、部門別のマージン額を求めた。

(2) 貨物運賃

① 平成7年表における行部門ごとの輸送機関別輸

出運賃率(購入者価格に対する貨物運賃額の割合)に、内生部門全体における輸送機関別運賃率の変動率(平成12年表内生運賃率(暫定)/平成7年表内生運賃率)を乗じたものを輸出運賃率とし、これをFOB価格に乘じ、更に個別の調整を行った上で、部門別の貨物運賃額を求めた。

② 鉄道貨物輸送及び倉庫については、利用していると考えられる行部門を特定するなど、実態を踏まえた所要の貨物運賃額を計上した。

#### 4 留意すべき点

小額貨物(1件当たり20万円以下)の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

#### (参考) 輸出金額

	HSコード	HS名称	金額(百万円)
A		2000年輸出総額(貿易統計)	51654197.760
B	0000.00-110	再輸出品(総トン数が500t以上の船舶)	2494.583
	0000.00-190	再輸出品(総トン数が500t以上の船舶以外のもの)	1811679.923
	0000.00-091	再輸入品(総トン数が500t以上の船舶)	1500.000
	0901.11-000	コーヒー(いったものを除く。)(カフェインを除いてないもの)	2.651
	1404.20-000	コットンリンター	14.754
	1801.00-000	カカオ豆(生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったもの)	2.060
	4001.10-000	天然ゴムのラテックス	24.871
	4001.21-000	天然ゴムのスマーカードシート	136.571
	4001.22-000	技術的格付けをした天然ゴム(TSNR)	9.095
	4001.29-000	天然ゴム(その他の形状のもの)	56.182
	4001.30-000	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム	13.293
	4403.92-000	木材(粗のもの)(ビーチ(ブナ属のもの)のもの)	0.387

	5201.00-000	実綿及び縞綿(カードし又はコームしたものを除く。)	3.477	
	小計 ①			
C	9701.10-000	書画(肉筆のもの)	2349.164	
	9702.00-000	銅版画、木版画、石版画その他の版画	425.089	
	9703.00-000	彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品(材料を問わない。)	2343.886	
	9704.00-000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品(使用したもの並びに使用していないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしてないもの)	10.731	
D	9705.00-000	収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古錢に関するもの)	40.903	
	小計 ②			
E	9706.00-000	こつとう(製作後100年を超えたもの)	2437.190	
	小計 ③			
F	4012.20-000	ゴム製の空気タイヤ(中古のもの)	6925.980	
	小計 ④			
F		②×0.341926429	1767.682	
		※1		
		③×0.424274453	1034.037	
		※2		
		④×0.083571345	578.813	
		※3		
コスト商業計			3380.532	
国内生産額(A-(B+C+D+E)+F)			49827107.502	

※1 資料3の「599他に分類されない小売業」の年間商品販売額、年間商品仕入額から算出したマージン率((年間

商品販売額(年間商品仕入額) ÷ 年間商品販売額)

※2 資料3の「598中古品小売業(他に分類されないもの)」の年間商品販売額、年間商品仕入額から算出したマージン率((年間商品販売額-年間商品仕入額) ÷ 年間商品販売額)

※3 輸出(普通貿易)の卸売マージン、国内生産額から算出したマージン率

#### 9411-10 (控除) 輸入(普通貿易)

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計(組替表)	統計基準部	部内資料
2	日本貿易月表	日本関税協会	
3	商業統計調査	経済産業省調査 統計部	
4	産業連関表(7年)	統計基準部	

##### 2 生産額

(1) 資料2に基づく輸入総額から、資料1に基づく次のものを控除している。

① 総トン数が500トン以上の船舶の再輸入額及び再輸出額

産業連関表では、純輸入額を計上する必要があることから、再輸入額を控除している。また、再輸出額については、輸入されたものが同一年内に再輸出されるものと仮定し、これを「鋼船」の輸入額から控除することにより、当初から貿易取引がなかったものとみなしている。

② マネタリーゴールド、金貨、総トン数が500トン以上の船舶以外の再輸入額

上記①と同様の趣旨から、再輸入額を控除している。

なお、再輸出額についても、①と同様の理由により、輸入額からの控除は行っていない。

⑤ 「機用品」は特殊貿易の推計範囲に含まれるために輸入額から控除している。

(2) 書画(肉筆のもの)、こつとう、(制作後100年を超えたもの)、ゴム製の空気タイヤ(中古のもの)については、輸入総額から控除している。

##### 3 投入額

部門別の輸入額は、資料1に基づいた。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表ともC.I.F価格で評価している

ため、輸出におけるような商業マージン額及び貨物運賃額の控除は行わない。

##### 4 留意すべき点

小額貨物(1件当たり20万円以下)の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

##### (参考) 輸入金額

	HSコード	HS名称	金額(百万円)
A	2000年輸入総額(貿易統計)		40938422.968
B	0000.00-011	機用品(食料品、飲料及びたばこ)	1844.196
	0000.00-019	機用品(鉱物性燃料、潤滑油類、食料品、飲料及びたばこを除く。)	15375.849
	0000.00-091	再輸入品(総トン数が500t以上の船舶)	1500.000
	0000.00-099	再輸入品(マネタリーゴールド、金貨、総トン数が500t以上の船舶を除く。)	577846.409
	0000.00-110	再輸出品(総トン数が500t以上の船舶)	2494.583
	小計 ①		599061.037
C	9701.10-000	書画(肉筆のもの)	35472.186
	9702.00-000	銅版画、木版画、石版画その他の版画	5378.703
	9703.00-000	彫刻、塑像、錫像その他これらに類する物品(材料を問わない。)	3300.507
	9704.00-000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品(使用したもの並びに使用していないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしないもの)	225.551
	9705.00-000	収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古錢に関する	368.452

もの			
小計 ②			44745.399
D	9706.00-000	こつとう(製作後100年を超えたもの)	3756.551
小計 ③			3756.551
E	4012.20-010	中古空気タイヤ(自動車に使用する種類のもの(自動車に使用するもので、公称の幅が101.6mmを超えるもの))	19.998
	4012.20-020	中古空気タイヤ(その他のもの)	11.557
小計 ④			31.555
国内生産額(A-(B+C+D+E))			40290828.426

#### 9413-00 (控除) 関税

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計(組替表)	統計基準部	部内資料

##### 2 生産額及び投入額

関税は、輸入品にかかるものであるため、普通貿易(輸入)と同様、資料1に基づき、投入額合計をもって、生産額とした。

##### 3 留意すべき点

小額貨物(1件あたり20万円以下)の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

#### 9414-00 (控除) 輸入品商品税

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報	国税庁長官官房企画課	
2	貿易統計(組替表)	統計基準部	部内資料
3	石油税制度便覧	石油連盟	

##### 2 生産額

(1) 消費税以外の輸入商品(酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税)

資料1に掲載される品目別の「税關分課税状況」

の税額について、次式を用いて暦年換算を行って推計し生産額とした。

(暦年換算式)

$$12\text{年値} = \text{平成11年度値} \times 1/4 + \text{12年度値} \times 3/4$$

##### (2) 消費税

行部門ごとに、下記の式により消費税額(投入額)を求め、合計額をもって生産額とした。

$$\{(普通貿易の輸入額) + (関税額) + (輸入品商品税額(消費税を除く))\} \times (消費税率)(税率は0.05である。)$$

##### 3 投入額

消費税については、上記2(2)のとおりである。消費税以外の輸入品消費税については、品目別課税額を生産額と同様の方法で推計し、産業連関表部門分類に対応させた。ただし、石油税のうち、石油製品及びガス状液化素に係わる税額については、資料3を参考にして、産業連関表部門分類に対応させた。

(輸入品消費税(消費税を除く)の推計結果)

	税の種類	11年度	12年度	12年(暦年)
酒	清酒	18	17	17
	合成酒	1	0	0
	しううちゅう	12,453	14,565	14,037
	みりん	21	32	29
	ビール	8,993	5,981	6,734
	果実酒類	9,070	9,358	9,286
税	ウイスキー類	13,703	13,000	13,176
	スピリッツ類	3,660	3,860	3,810
	リキュール類	2,487	2,673	2,627
	雑酒	5,432	6,665	6,357
	合計①	55,838	56,151	56,073

たばこ税②	297,477	288,485	290,733
-------	---------	---------	---------

揮発油税及び地方道路税③	466	2,828	2,238
--------------	-----	-------	-------

石油ガス税④	0	0	0
--------	---	---	---

石 油 税 ⑤	原油	472,664	472,615	472,627
	石油製品	21,353	22,349	22,100
	ガス状炭化水素	44,274	46,341	45,824
	合計	538,291	541,305	540,551

合計(①+②+③+④+⑤)	889,595
---------------	---------

9211-20 輸出（特殊貿易）

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局	
2	国際収支明細表	財務省国際金融局	部内資料
3	工業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	エネルギー生産・需給統計年報	経済産業省調査統計部	
5	海上輸送の現況	国土交通省海事局	
6	航空輸送統計年報	国土交通省情報管理局	
7	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
8	家計調査	統計調査部	
9	小売物価統計調査	統計調査部	
10	産業連関表（7年）	統計基準部	

2 生産額

(1) 資料2のサービス収支から、次のものを控除している。

- ① 旅行（業務外）（直接購入の推計範囲）
  - ② 建設サービス
  - ③ 仲介貿易
  - ④ 公的その他サービスのうち、現地要員経費（産業連関表の対象外）及び在日駐留軍の隊員等の個人的消費支出（直接購入の推計範囲）
- ④については、資料5に基づく現地要員賃金及び個人的消費支出の比率を使用して算出した。

(2) 産業連関表では、輸出（普通貿易）は本船渡しのFOB価格、輸入（普通貿易）は運賃・保険料を含むCIF価格で評価されているため、海上等における運賃保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念・定義上、貨物運賃・保険に關しては、本邦運輸（保険）業者の受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

また、輸入（普通貿易）がCIF価格評価のため、運賃・保険というサービスの輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、輸出に計上する。

3 投入額

- (1) 資料2の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割比率等を決定して推計した。
- (2) 船用油（機用油を含む。）については、保税地域での外船（外機）に対する積込額として、資料4及び業界団体からのヒアリングに基づく各油種の数量（外船及び外機に払出した分）にそれぞれの普通貿易輸出単価を乗じて推計した。
- (3) 業務旅行については、資料7の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割した。  
なお、買物費については、資料7の買物品目と資料9による平均価格等により、産業連関表の部門間の比率を求め分割した。
- (4) 公的その他サービス（現地要員経費及び直接購入分を控除）のうち、「軍関係」については、各部門の投入比率等を用いて分割し、「在日公館経費」については、平成7年表の比率を用いて外国公的機関発行に係る円建外債の手数料受取分を民間金融に格付け、これ以外を分類不明とした。また、「その他」については、全額を分類不明とした。

9411-20（控除）輸入（特殊貿易）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行国際局	
2	国際収支明細表	財務省国際金融局	部内資料
3	工業統計調査	経済産業省調査統計部	
4	エネルギー生産・需給統計年報	経済産業省調査統計部	
5	海上輸送の現況	国土交通省海事局	
6	航空輸送統計年報	国土交通省情報管理局	
7	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
8	JTB REPORT 2001	日本交通公社	
9	日本人と国際線の旅	毎日新聞社	
10	家計調査	統計調査部	
11	日本貿易月報	日本関税協会	
12	産業連関表（7年）	統計基準部	

## 2 生産額

(1) 資料 2 のサービス収支から、次のものを控除している。

①旅行（業務外）

②建設サービス

③仲介貿易

④公的その他サービスのうち、現地要員経費（産業連関表の対象外）及び在外公館の職員等の個人的消費支出（直接購入の推計範囲）

④については、資料 5 に基づく現地要員賃金及び個人的消費支出の比率を使用して算出した。

(2) 産業連関表では、輸出（普通貿易）は本船渡しの FOB 価格、輸入（普通貿易）は運賃・保険料を含む CIF 価格で評価されているため、海上等における運賃・保険料は国内のサービス取引とみなされない。したがって、概念・定義上、貨物運賃（ネット保険料）収入をすべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

また、輸入（普通貿易）が CIF 価格のため、運賃・保険とういうサービスの輸入は考えない。このため、国際収支表における「払」の額は輸出に計上する。

## 3 投入額

(1) 資料 2 の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割比率等を決定して推計した。

(2) 船用油（機用油を含む。）については、外国の保税地域での邦船への積込額として、「7141-011外洋輸送」の投入額から日本の保税地域での邦船への積込額（資料 4 及び業界団体からのヒアリングに基づく各油種の数量（邦船に払出した分）にそれぞれの普通貿易輸入単価を乗じた額）を差し引いて推計した。また、外国の保税地域での邦機への積込額については、資料 11 の外地給油分を用いて推計した。

(3) 業務旅行については、資料 8 の旅行種類別旅行費用並びに資料 7 の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。

(4) 公的その他サービス（現地要員軽費及び直接購入分を控除）については、統計上の制約から各部門へ分割することが困難なため、「防衛庁関係」、「存外公館経費」及び「その他」の全額を分類不明とした。

9212-00 輸出（直接購入）

### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際収支統計月報	日本銀行	
2	国際收支明細表	財務省国際金融局調査課	
3	沖縄の米軍及び自衛隊基地	沖縄県総務部知事公室	部内資料
4	小売物価統計調査	統計調査部	
5	家計調査	〃	
6	消費者物価指数	〃	
7	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
8	産業連関表（7年）	統計基準部	

## 2 生産額

観光・訪問等旅行者消費、政府公館・在日駐留軍の隊員等の個人消費及び外交団団員等の個人消費に分けて推計した。

### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料 1 のサービス収支における「旅行（業務外）」の数値を計上した。

### (2) 政府公館・在日駐留軍の隊員等個人消費

資料 2 のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「軍関係」及び「在日公館経費」から個人消費に当たる部分を資料 8 に基づいて按分した。

### (3) 外交団団員等の個人消費

資料 2 のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団団員等の個人消費に当たる部分を資料 8 の比率を用いて按分した。

## 3 投入額

### (1) 観光・訪問等旅行者消費

資料 7 の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、更に産業連関表の部門へ国内供給額の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料 7 の買物品目と資料 4 による平均価格等により、産業連関表の部門間の比率を求め分割した。

### (2) 政府公館・在日駐留軍の隊員等及び外交団団員等の個人消費

資料5の年間収入5分階級の最高位（年間収入100万円以上）の消費構成及び資料7を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

#### 9412-00（控除） 輸入（直接購入）

##### 1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国際收支統計月報	日本銀行	
2	国際取支明細表	財務省国際金融局調査課	部内資料
3	沖縄の米軍及び自衛隊基地	沖縄県総務部知事公室	
4	家計調査	統計調査部	
5	消費者物価指数	"	
6	訪日外国人旅客者消費額調査（13年版）	国際観光振興会	
7	JTB REPORT 2001	日本交通公社	
8	日本人と国際線の旅	毎日新聞社	
9	産業連関表（7年）	統計基準部	

##### 2 生産額

観光・訪問等旅行者消費、政府公館の職員等の個人消費及び外交団団員等の個人消費に分けて推計した。

###### （1）観光・訪問等旅行者消費

資料1のサービス収支における「旅行（業務外）」の数値を計上した。

###### （2）政府公館の職員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「防衛庁関係」及び「存外公館経費」から個人消費に当たる部分を資料9に基づいて按分した。

###### （3）外交団団員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団団員等の個人消費に当たる部分を資料9の比率を用いて按分した。

##### 3 投入額

###### （1）観光・訪問等旅行者消費

資料7の旅行種類別旅行費用並びに資料6の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、さらに産業連関表の部門へ国内生産の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料8による購入比率

等を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

##### （2）政府公館の職員等の個人消費及び外交団団員等の個人消費

資料4の年間収入5分位階級の最高位（年間1001万円以上）の消費構成及び資料5を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

#### 9213-00 調整項

##### 1 生産額

投入額により推計した調整項の投入額の合計を国内生産額とした。

##### 2 投入額

輸出（普通貿易）の金額に前回の間接輸出割合を乗じた額を商社経由の輸出額とし、その取引額の消費税分（5/100）を調整項とした。なお、前回の間接輸出割合は以下の式を用いて算出し、算出した間接輸出割合が1を超えた場合は1とした。

$$\text{間接輸出割合} = \text{調整項} \times (100/3) / \text{輸出（普通貿易）}$$

前回（平成7年）調整項に投入がなく間接輸出割合が計算できなかった部門で、今回（平成12年）輸出（普通貿易）の取引が存在する部門の取り扱いについては以下の通りとした。

###### （1）調整項を「0」と決め付けて処理

行コード 輸出（普通貿易）

0111-021 1百万円

0721-012 1百万円

1131-011-4 3百万円

※ 輸出（普通貿易）の取引額が小さいので間接輸出割合を「1」としても調整項の金額は「0」となるため

（2）特殊分類コードがない部門の間接輸出割合を用いて処理

行コード 輸出（普通貿易）

0621-019-2 2,783百万円

0629-099-2 2,268百万円

2041-099-2 8,926百万円

2311-011-2 6,325百万円